

共通特記仕様書

令和2年10月1日以降適用

青森県県土整備部

目 次

第1編 共通編	1
第1章 総則	1
第1節 総則	1
1-1-1 主任技術者	1
1-1-2 監理技術者	3
1-1-3 主任技術者及び監理技術者の雇用要件	3
1-1-4 建設副産物	3
1-1-5 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置	4
1-1-6 工事の一時中止	4
第2章 土工	4
第1節 土工一般	4
2-1-1 土及び岩の分類	4
2-1-2 道路土工	4
第2編 材料編	6
第1章 土木工事材料	6
第1節 鋼材	6
1-1-1 落石防止柵の亜鉛めっき	6
1-1-2 トンネル吹付コンクリート補強金網	6
1-1-3 トンネルロックボルト	6
第2節 セメントコンクリート製品	6
2-2-1 インターロッキングブロック	6
2-2-2 コンクリート法留(プレキャスト製品)	7
第3節 瀝青材料	10
1-3-1 アスファルト注入材料	10
1-3-2 アスファルト混合物	10
第4節 塗料	11
1-4-1 区画線	11
第5節 その他	12
1-5-1 河川護岸用吸い出し防止シート	12
1-5-2 無収縮モルタル	13
1-5-3 トンネル防水工	14
1-5-4 雑石(沈石用)の確認	15
1-5-5 敷モルタル・目地モルタル	15
第3編 土木工事共通編	16
第1章 総則	16
第1節 総則	16
1-1-1 請負代金内訳書	16
1-1-2 出来形図及び出来形部分の数量	16

1-1-3	土木工事施工管理基準	16
1-1-4	施工管理	16
1-1-5	提出書類の様式	18
1-1-6	交通安全管理	18
1-1-7	交通誘導員	18
1-1-8	中間検査	19
1-1-9	創意工夫等実施状況の提出	19
第2章	一般施工	19
第1節	共通的工程	19
2-1-1	ハット型鋼矢板	19
第2節	一般舗装工	19
2-2-1	粒 度	19
2-2-2	コンクリート舗装養生剤	19
2-2-3	石 粉	20
第6編	河 川 編	21
第1章	総 則	21
第1節	仮量水標	21
1-1-1	水位の観測	21
第2節	護岸法覆工	21
1-2-1	法覆工及び法留工	21
1-2-2	連節ブロック張工	21
第3節	標示板	22
1-3-1	護 岸	22
1-3-2	水門、樋門、樋管	22
第7編	河川海岸編	23
第1章	総 則	23
第1節	標示板	23
1-1-1	標示板	23
第8編	砂 防 編	24
第1章	総 則	24
第1節	仮量水標	24
1-1-1	水位の観測	24
第2節	コンクリートえん堤	24
1-2-1	モルタル	24
1-2-2	間詰工	24
1-2-3	水抜暗渠工	24
第3節	残存型枠	24
1-3-1		24
第10編	道 路 編	26
第1章	舗 装	26

第1節 アスファルト舗装工	26
1-1-1 骨材	26
1-1-2 マーシャル安定度基準値	27
1-1-3 動的安定度	28
1-1-4 配合設計	28
1-1-5 締固め度	28
第2節 ブロック舗装工	28
1-2-1 インターロッキングブロック舗装	28
第3節 踏掛版工	29
1-3-1 施工	29
第4節 排水性舗装工	29
1-4-1 材料	29
1-4-2 排水性混合物の目標値	30
第2章 鋼橋上部	30
第1節 橋梁現場塗装工	30
2-1-1 材料	30
2-1-2 橋梁塗装塗替	30
第2節 床版工	30
2-2-1 床版工	30
第3節 橋梁付属物工	30
2-3-1 伸縮装置工	30
2-3-2 架設用付属物	31
2-3-3 落橋防止装置工	31
第3章 コンクリート橋上部	31
第1節 橋梁付属物工	31
3-1-1 伸縮装置工	31
3-1-2 PC定着工法	31
第4章 トンネル	32
第1節 堀削	32
4-1-1 堀削 (NATM)	32
第2節 支保工	32
4-2-1 支保工間隔	32
4-2-2 ロックボルト	32
第3節 覆工	32
4-3-1 防水工	32
第4節 その他の工事	32
4-4-1 覆工厚の刻示	32
第5章 道路維持	35
第1節 コンクリート舗装補修工	35
5-1-1 再注入	35

第2節 舗装工	35
5－2－1 舗装打換え工	35
第3節 路肩及び法面	35
5－3－1 除草一般	35
第4節 清掃作業	35
5－4－1 清掃作業	35
第5節 植栽	36
5－5－1 植栽工	36
第6節 災害応急処置	36
5－6－1 災害応急処置	36

1. 本共通特記仕様書は、青森県県土整備部が発注する土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、港湾工事（港湾工事、海岸工事（港湾））その他これに類する工事（以下、「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下、契約約款を含み「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るものである。
2. 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総則

第 1 節 総則

1-1-1 主任技術者

1. 受注者は、表1-1主任技術資格一覧表に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

表 1-1 主任技術者資格一覧表

請 負 金 額	主 任 技 術 者
16,000万円以上	<p>1. 工事の主任技術者は、次の(イ)、(ロ)または(ハ)に掲げるものでなければならない。</p> <p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工または一級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>(ロ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)または水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る)とするものに合格した者。</p> <p>(ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士または一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</p> <p>2. 主任技術者を通知する場合には、「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあつては合格証明書、技術士にあつては合格証明書又は合格証」の写しを、建設大臣認定者にあつては認定書の写しを添付するものとする。</p>
16,000万円未満	<p>1. 工事の主任技術者は、次の(イ)、(ロ)または(ハ)に掲げるものでなければならない</p>

5,000万円以上	<p>い。</p> <p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工または、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>(ロ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)、または林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る)とするものに合格した者。</p> <p>(ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士または一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</p> <p>2. 主任技術者を通知する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあつては合格証明書、技術士にあつては合格証明書または合格証」の写しを、建設大臣認定者にあつては認定書の写しを添付するものとする。</p>
-----------	--

2. 施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、下記のいずれかに該当する場合は、協議により変更できる。

- 1) 技術者のやむを得ない事情(病気、退職、死亡、その他の理由等)により、変更が必要と契約担当者等が認めたとき。
- 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作が完了したとき。
- 3) 工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障がないと契約担当者等が認めたとき。
- 4) 以下に該当する場合で、工事の進捗状況等の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと契約担当者等が認めたときで、当初工期経過後。
 - ①発注者の都合により、工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
 - ②発注者の都合により、当初の工期に対して大幅(3ヶ月程度以上)な工期延長が行われたとき。

上記1)～4)により途中変更を行う場合は、下記により対応すること。

ア. 後任技術者について、資格を同等以上とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。

なお、後任技術者の施工経験年数については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。

イ. 技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い、継続的な業務が遂行できるようにすること。

引継に必要な期間は、1年以内の工期の工事においては7日間程度、1年を超え2年以内の工期の工事においては14日間程度、2年を超える工期の工事については1ヶ月間を目安とする。

ウ．原則として、同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

1-1-2 監理技術者

契約書第10条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第4項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

1-1-3 主任技術者及び監理技術者の雇用要件

一般競争入札にあつては入札参加資格申請を行う日、指名競争入札にあつては入札執行の日、随意契約にあつては見積書の提出があつた日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していることとする。

1-1-4 建設副産物

1. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し、契約締結後14日以内に監督職員に提出しなければならない。なお、再生資源利用計画書は施工計画書に添付する。
2. 受注者は、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、契約締結後14日以内に監督職員に提出しなければならない。なお、再生資源利用促進計画書は施工計画書に添付する。
3. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を、監督職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、設計図書に建設副産物情報交換システムの登録対象工事と明記された場合は、施工計画書作成時、工事完成時及び登録情報に変更が生じた都度、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の内容について、当該システムに情報登録するものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。

1-1-5 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1. 工事請負代金額が500万円以上の工事については、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等

に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下、「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について、適正な措置を講ずることとする。

なお、契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも、変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1【再生資源利用計画書（実施書）】及び様式2【再生資源利用促進計画書（実施書）】を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

1-1-6 工事の一時中止

受注者は、中断期間内は、現場内巡視の検討を行い、安全の確保に努めなければならない。

第2章 土 工

第1節 土工一般

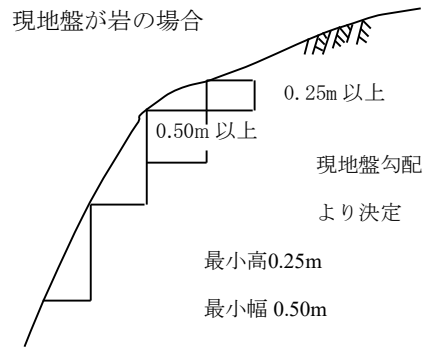
2-1-1 土及び岩の分類

土及び岩の契約分類は、分類を次のとおりとする。

- イ) 土砂はA分類
- ロ) 岩はC分類

2-1-2 道路土工

受注者は、1:4より急な勾配を有する岩盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き下記により段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。



第2編 材 料 編

第1章 土木工事材料

第1節 鋼材

1-1-1 落石防止柵の亜鉛めっき

1. 亜鉛めっき地肌のまま使用する場合は、支柱及び取付金具類は、製品加工後溶融亜鉛めっきを施したものである。
2. 亜鉛付着量は、支柱の場合JIS II 8641「溶融亜鉛めっき」2種（HDZ 35）の550g/m²（片面付着量）以上とし、取付金具類は、同じく2種（HDZ 35）の350g/m²（片面付着量）以上とする。
3. ひし形金網は、JIS G 3552の規格によるものとし、亜鉛付着量は、Z種G3以上とする。
4. ケーブルの亜鉛付着量は、素線に対して300g/m²以上とする。

1-1-2 トンネル吹付コンクリート補強金網

吹付けコンクリートの補強金網は、構造用溶接金網150×150×φ5（JIS G 3551）とする。

1-1-3 トンネルロックボルト

ロックボルトの材質及び強度は、次表のとおりとするものとする。

地山分類	ロックボルト材質
B、C I、先打ちボルト	異形棒鋼同等品以上（耐力117.7KN以上）
C II、D I、D II、D III	ねじり棒鋼同等品以上（耐力176.5KN以上）

[注] 耐力は、ネジ部の降伏点耐力である。

第2節 セメントコンクリート製品

2-2-1 インターロッキングブロック

1. インターロッキングブロックの規格は次表のとおりとし、受注者は、これを証明する試験成績表を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、ブロックの色彩・パターンについて、監督職員の承諾を得るものとする。

	種 類	曲 げ 強 度	透 水 係 数
強 度	普通インターロッキングブロック	50kgf/cm ² (5N/mm ²) 以上	—
	透水性インターロッキングブロック	30kgf/cm ² (3N/mm ²) 以上	1×10 ⁻² (0.1mm/sec) cm/sec
	植生用インターロッキングブロック	40kgf/cm ² (4N/mm ²) 以上	—
厚 さ	普通、植生用 インターロッキングブロック	±3mm	
	透水性インターロッキングブロック	+5、-1mm	
寸 法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック	±3mm	

[注] インターロッキングブロックの形状その他により、曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロック及び化粧インターロッキングブロックにおいては、330kgf/cm² (32N/mm²) 以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、170kgf/cm² (17N/mm²) 以上でなければならない。

2-2-2 コンクリート法留(プレキャスト製品)

1. 引用規格

引用規格を、次に示す。

- JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法
- JIS A 1132 コンクリートの強度試験用供試体の作り方
- JIS A 5011 コンクリート用スラグ骨材
- JIS A 5308 レディーミクストコンクリート
- JIS A 6201 フライアッシュ
- JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤
- JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒綱

- JIS G 3532 鉄線
- JIS G 3551 溶接金網
- JIS R 5210 ポルトランドセメント
- JIS R 5211 高炉セメント
- JIS R 5212 シリカセメント
- JIS R 5213 フライアッシュセメント

2. 品質

① 外観

法留は、使用上有害なきず、ひび割れ、欠け、反りなどがあってはならない。

② 圧縮強度

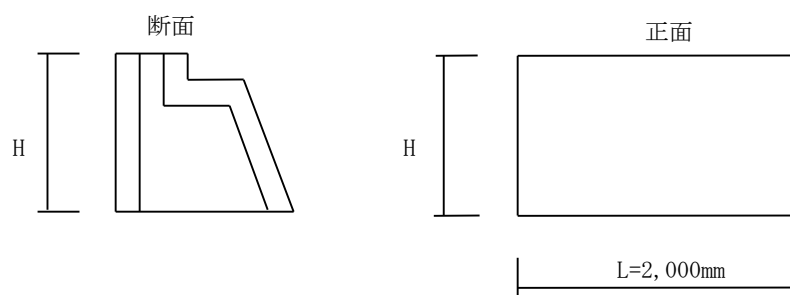
法留のコンクリートの圧縮強度の下限規格は、出荷時において $24\text{N}/\text{mm}^2$ とする。

3. 規格及び寸法の許容差

法留の規格及び寸法の許容差は、図1及び表1のとおりとする。

鉄筋のかぶり（鉄筋を使用する場合）は、 20mm 以上とする。ただし、端面及び目地部については、この限りではない。さらに、鉄筋の端部にキャップスペーサーなどで防せい被覆がなされている場合も、この限りではない。

図1 形状及び寸法



①水抜き孔は、適宜設けてもよい。

②面取り、切欠きのような、形状に影響を与えず強度を損なわない程度の加工は、差し支えない。

本体の重心位置に、製品の強度に影響を及ぼさない程度の大きさのつり孔を設けてもよい。

表1 寸法の許容差

単位：mm

	高さ (H)	長さ (L)
許 容 差	±5	±6

4. 材料

次の項目については、JISA5345に準ずる。

- ① セメント
- ② 骨材
- ③ 水
- ④ 鉄筋(鉄筋使用製品のみ規定)
- ⑤ 混和材料

5. 製造方法

- ① 水セメント比

コンクリートの水セメント比は、60%以下とする。

以下、項目についてはJIS A 5345に準ずる。

- ② 空気量
- ③ アルカリ骨材反応の抑制対策
- ④ 塩化物量
- ⑤ 材料の計量
- ⑥ 成形
- ⑦ 養生

6. 試験方法

- ① 圧縮強度

法留の圧縮強度の試験は、法留に用いたコンクリートから製作した供試体による。この場合の試験方法は、JIS A 1108によるものとし、その供試体の製作は、次のいずれかによる。

- (1) JIS A 1132または、JIS A 1132による供試体と相関関係が確認できる方法。
- (2) 上記によりがたい場合は、振動と加圧とを組み合わせる。また、養生方法は、法留の養生とできるだけ同じ条件とする。

第3節 瀝青材料

1-3-1 アスファルト注入材料

注入材料は、ブロンアスファルトとして、JIS K 2207～1969規格によるものとし、針入度は20～30とする。

1-3-2 アスファルト混合物

受注者は、「アスファルト混合物事前審査委員会」の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び試験練りは省略できるものとする。

ただし、事前審査制度の認定を受けた最大と最小の範囲内の再生骨材配合率の再生アスファルト混合物を使用する場合、監督職員は、現場で実際に使用する再生アスファルト混合物の材料に関する品質確認を求めることができる。

この場合、「品質管理基準」は以下のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト舗装	材料	必須	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	
	プラント	必須	配合試験	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理
			混合物のアスファルト量抽出	
			混合物の粒度分析試験 温度測定(混合物)	
			基準密度の決定	事前審査による認定書の提出
	その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理	

第4節 塗料

1-4-1 区画線

1. 区画線に使用する材料の種類及び規格は、次表のとおりとする。

種類		規格	標準使用量		摘要
			ペイント	ガラスビーズ	
常温型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 $\frac{\text{リットル}}{\text{km}}$	1号 39 kg/km	
	W=20cm	〃	67 $\frac{\text{リットル}}{\text{km}}$	〃 52 kg/km	
	W=30cm	〃	100 $\frac{\text{リットル}}{\text{km}}$	〃 78 kg/km	
加熱型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 2種	70 $\frac{\text{リットル}}{\text{km}}$	〃 59 kg/km	
	W=20cm	〃	93 $\frac{\text{リットル}}{\text{km}}$	〃 79 kg/km	
	W=30cm	〃	140 $\frac{\text{リットル}}{\text{km}}$	〃 118 kg/km	
溶融型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 3種1号	390 $\frac{\text{リットル}}{\text{km}}$	散布1号 25 kg/km	プライマーの 標準使用量 25kg/km塗布
	W=20cm	〃	520 kg/km	〃 33 kg/km	〃 33kg/km塗布
	W=30cm	〃	780 kg/km	〃 50 kg/km	〃 50kg/km塗布
	W=45cm	〃	1,170 kg/km	〃 75 kg/km	〃 75kg/km塗布

種類		規格	標準使用量		摘要
			ペイント	ガラスビーズ	
水性型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 $\frac{kg}{km}$	1号 39 kg/km	溶媒として揮発性有機化合物を5% (以下) 含まず、水を使用するものとする。
常温型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	39 $\frac{kg}{km}$	1号 30 kg/km	仮区画線用

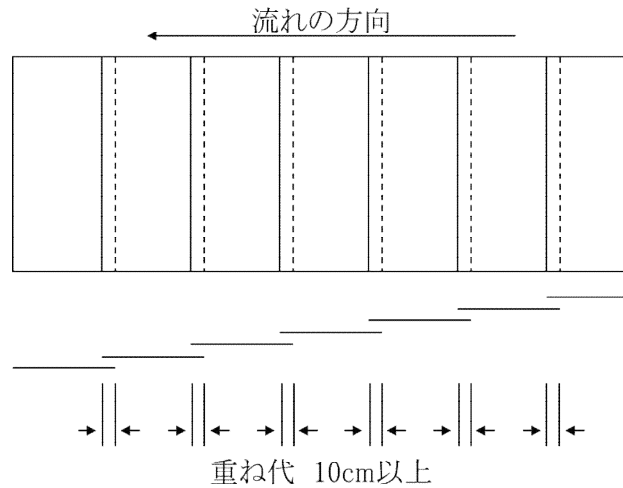
[注] ガラスビーズは、JISR3301（路面標示用塗料用ガラスビーズ）1号

2. 区画線の使用材料の確認については、監督職員の指示する方法により確認し、報告しなければならない。
3. 区画線溶融型の塗布厚は1.0mmとする。

第5節 その他

1-5-1 河川護岸用吸い出し防止シート

1. 河川護岸用吸い出し防止シートの品名については、使用に先立ち、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（国土交通大臣認可）を有しているシートとする。なお、上記評価書を有していない製品についても、「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。
3. 河川護岸用吸い出し防止シート敷設は、以下のとおりとする。
 - 1) 吸出し防止材の敷設にあたっては、上流側シートを上にして重ね合わせるものとし、隙間やめくれのないよう施工しなければならない。
 - 2) 吸出し防止材の重ね幅は10cm以上とする。



吸い出し防止シートの規格値

項目	規格	備考
厚さ	10mm以上	
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度	1.0tf/m以上	縦・横方向
化学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS K 7114準拠 (PH5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS A 1410、 JIS A 1415準拠
密度	0.12g/cm ³ 以上	JIS L 3204
圧縮率	12%以下	JIS L 3204
引張強さ	1.0tf/m以上	JIS L 3204
伸び率	50%以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分90%以上	JIS L 3204
透水係数	0.01cm/s以上	JIS L 3204

1-5-2 無収縮モルタル

無収縮モルタルの品質規格は、次表のとおりとする。

項目	規格値	試験方法
コンシステンシー （流下時間）	セメント系：8±2秒	J ₁₄ ロート試験
ブリージング	混りませ2時間で2%以下	JIS A 1123

凝 結 時 間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTMC403
膨 張 収 縮 率	材令 7日 で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充てんモルタルの施工要領（案）」附属書
圧 縮 強 度	材令 3日：250 kgf/cm ² 以上 (25 N/mm ²) 材令28日：450 kgf/cm ² 以上 (44 N/mm ²)	JIS A 1108 供試体径5cm高さ10cm

1-5-3 トンネル防水工

1. 覆工コンクリートのひびわれ対策及び防水工に使用する材料は、透水性緩衝材（t=3mm）と防水シート（t=0.8mm以上）の組み合わせされたものとし、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
2. 防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8mm以上のビニールシート等とし、次表に示す規格に合格したものとする。

項 目	試 験 法	規 格 値
比 重	JIS K 6773	0.95±0.05
硬 さ	JIS K 6773	98以下
引 張 強 さ (kgf/cm ²)	JIS K 6773	20℃で160以上 -10℃で300以上
伸 び (%)	JIS K 6773	20℃で600以上 -10℃で500以上
引 裂 強 さ (kN/m)	JIS K 6252	50以上
耐 薬 品 性 (アルカリ) 質 量 変 化 率 (%)	JIS K 6773	±1以下
耐 熱 老 化 性 質 量 変 化 率 (%)	JIS K 6773	±1以下
脆 化 温 度 (℃)	JIS K 6261	-30以下

1-5-4 雑石（沈石用）の確認

雑石（沈石用）は、張立により確認するものとし、大きさについては規定した重量の形の異なったものそれぞれ3個以上を見本石として現場に置き、観察により確認するものとする。

1-5-5 敷モルタル・目地モルタル

セメントの使用量（1 m³あたり）は次表のとおりとする。

項目	重量配合比	セメント
敷モルタル	1 : 3	530kg
目地モルタル	1 : 1	1,100kg

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 請負代金内訳書

1. 請負代金内訳書の提出は、紙で作成した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データの両方を、監督職員に提出するものとする。

1-1-2 出来形図及び出来形部分の数量

1. 工事の出来形部分の数量計算書は、既済部分検査前及び監督職員が指示した場合に作成するものとする。
2. 出来形図は、検査（完成、既済部分、中間）時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）またはその縮小図等を使用し、作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている構造図等（配筋図等は不要）及び位置図、工事設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し、出来形寸法を朱書で記入するとともに出来形部分を着色する。ただし、同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することが出来る。

なお、出来形図に代えて、測定結果一覧表にとりまとめることができる。

1-1-3 土木工事施工管理基準

1. 出来形管理

受注者は、土木工事施工管理基準 5. 管理項目及び方法（2）出来形管理において、ばらつきが判断できる資料として、出来形管理図表を作成し、提出するものとする。

2. 品質管理

受注者は、土木工事施工管理基準 5. 管理項目及び方法（3）品質管理において、必須試験については、ばらつきが判断できる資料として、品質管理図表を作成し提出するものとする。

1-1-4 施工管理

1. 受注者は、下記構造物については、コンクリートの耐久性向上仕様書により、資料等を提出しなければならない。

1) 対象構造物

A (生) コンクリート

無筋・鉄筋	対 象 構 造 物		摘 要
	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
無筋コンクリート		イ) 橋台、橋脚 ロ) 海岸構造物(堤防、消破ブロック) ハ) 河川構造物(護岸、根固めブロック) ニ) 砂防ダム(堤体、側壁及び水叩) ホ) 擁壁工	
鉄筋コンクリート	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類(場所打杭、井筒基礎)、擁壁工 ハ) 橋梁上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路(内空断面積1.0m ² 以上) ホ) 水門、樋門、樋管、堰	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類(場所打杭、井筒基礎)、擁壁工 ハ) 橋渠上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路 ホ) 水門、樋門、樋管、堰	
—	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	

B コンクリート二次製品

二 次 製 品 名		摘 要
塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
㊦) 函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート) ㊧) 杭類(遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337) ㊨) 桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316) ㊩) 擁壁類(鉄筋コンクリートL型) ㊪) 管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333)	㊦) 函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート) ㊧) 杭類(遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337) ㊨) 桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316) ㊩) 擁壁類(鉄筋コンクリートL型) ㊪) 管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333) ㊫) 境界ブロック、積ブロック、歩道板、側溝等	

1-1-5 提出書類の様式

受注者の提出書類の様式については、様式集によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は、任意の様式を使用することができる。

1-1-6 交通安全管理

1. 受注者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ、一般交通に支障ないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。
2. 受注者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、青森県県土整備部保安施設設置基準を遵守するものとする。
3. 共通仕様書第1編1-1-32交通安全管理3. 交通安全輸送計画の、交通安全等輸送に関する事項とは、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他荷姿図、輸送開始・完了の確認方法等とする。

1-1-7 交通誘導警備員

受注者は、交通誘導にあたっては、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、建設業協会等が

主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講者証等の写し等、確認出来る資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

1-1-8 中間検査

特記仕様書で中間検査の対象工事となった場合は、共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-9中間検査によるほか、下記によるものとする。

1. 検査時に確認できる完成部分（部分完成を含む）については、設計図面を複写して色分け（完成部分を赤色）して、1部提出する。なお、この図面は、中間検査で確認済みの証しとなるものである。
2. この検査により確認した出来形部分の工事目的物の引き渡しは行わないものとし、受注者において、引き渡しまで善良に管理するものとする。

1-1-9 創意工夫等実施状況の提出

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により提出することができる。

第2章 一般施工

第1節 共通的工種

2-1-1 ハット型鋼矢板

1. ハット型鋼矢板の施工については、共通仕様書第3編2-3-4矢板工の規定による。
2. ハット型鋼矢板の施工に係る規格値及び写真管理基準は、上記矢板工の「土木工事施工管理基準及び規格値」及び「写真管理基準」の規定による。

2-1-2 グラウトの施工

グラウト配合については、監督職員の承諾を得るものとする。

第2節 一般舗装工

2-2-1 コンクリート舗装養生剤

コンクリート舗装養生剤の種類は、監督職員の承諾を得て使用するものとする。

2-2-2 石粉

コンクリート舗装石粉塗布の場合は、石粉と水を混合したものを $3 \text{kg}/\text{m}^2$ 程度とし、石粉と水の混合は、重量比で 1 : 1 とする。

第6編 河 川 編

第1章 総 則

第1節 仮量水標

1-1-1 水位の観測

1. 受注者は施工に先立ち、施工箇所付近に仮量水標を設置し、施行期間中1日1回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。

なお、出水時等に、監督職員の指示する場合は、毎時観測を行うものとする。

2. 監督職員が指示した場合は、水位記録の一覧表又は図表等にとりまとめ、これを提出しなければならない。

第2節 護岸法覆工

1-2-1 法覆工及び法留工

1. 受注者は、法覆工及び法留工の施工において、遮水シートを設置する場合には法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。

また、シートの重ね合わせ及び端部の接着は、ずれ、剥離等のないように施工するものとする。

2. 遮水シートと法留工及び隔壁、小口止工との接着方法については、監督職員の承諾を得るものとする。

1-2-2 連節ブロック張工

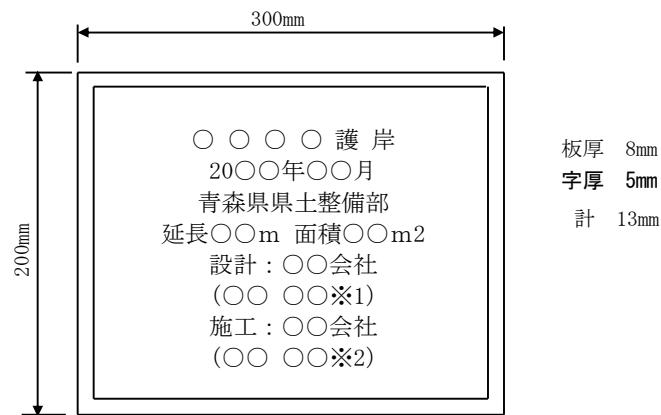
連節ブロックの配列、連結鉄筋の配列及び溶接方法については、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、連結鉄筋はφ9mmとし、溶接する場合の溶接長は10cm以上とする。

第3節 標示板

1-3-1 護岸

1. 標示板の材質は、青銅鑄物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



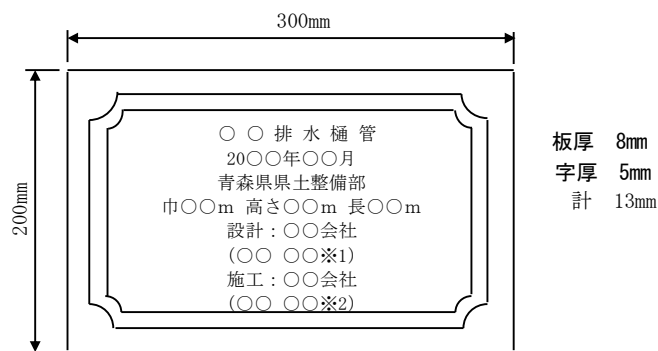
※1 管理技術者名、※2 監理技術者等名

2. 取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 標示板の年月は、完成年月とする。

1-3-2 水門、樋門、樋管

1. 標示板の材質は、青銅鑄物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



※1 管理技術者名、※2 監理技術者等名

2. 取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 標示板の年月は、完成年月とする。

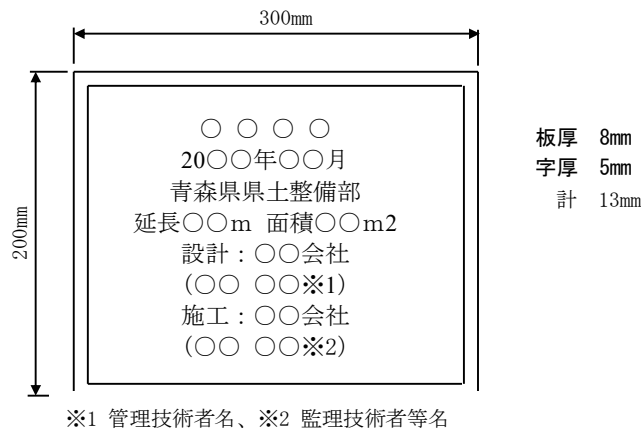
第7編 河川海岸編

第1章 総 則

第1節 標示板

1-1-1 標示板

1. 標示板の材質は、青銅鑄物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



2. 取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 標示板の年月は完成年月とする。

第8編 砂 防 編

第1章 総 則

第1節 仮量水標

1-1-1 水位の観測

1. 受注者は、施工に先立ち、施工箇所附近に仮量水標を設置し、施工期間中1日1回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。

なお、出水時等に、監督職員の指示する場合は毎時観測を行うものとする。

2. 監督職員が指示した場合は、水位記録の一覧表または、図表等にとりまとめ、これを提出しなければならない。

第2節 コンクリート堰堤

1-2-1 モルタル

敷モルタルの最小セメント使用量は、 $530\text{kg}/\text{m}^3$ とする。

1-2-2 間詰工

地盤線等の変更による間詰工の形状変更は、監督職員と協議するものとする。

1-2-3 水抜暗渠工

水抜暗渠の架台については、コンクリート打込みによるヒューム管の移動、コンクリートの充填の不良を防ぐため、形鋼等を用いて設置するものとする。

第3節 残存型枠

1-3-1 残存型枠（外壁兼用型）

1. 一般事項

(1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

(2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

②残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

2. 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出しなければならない。

項目	内容	適用
主材 要料	1) モルタル及びコンクリート 共通仕様書第8編1-8-4の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装または同等以上の必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書
強度 特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書または公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は、ひび割れまたは破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 型枠は耐凍結融解性を有していること	

3. 施工

- (1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- (4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第10編 道 路 編

第1章 舗 装

第1節 アスファルト舗装工

1-1-1 骨材

骨材の標準粒度範囲は、次表を標準とする。

骨材の標準粒度範囲

混合物の 種 類		①粗粒度 アスファルト 混合物	②密粒度 アスファルト 混合物		③細粒度 アスファルト 混合物	④密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑤密粒度 アスファルト 混合物		⑥細粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑦細粒度 アスファルト 混合物	⑧密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑨開粒度 アスファルト 混合物	細粒度 ギャップ アスファルト 混合物	密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	密粒度 アスファルト 混合物		
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20F)	(20F)	(20T)	(13T)	
最大粒径 (mm)		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13	20	20	20	13	
通過 重量 百分 率 (%)	26.5 mm	100	100										100	100	100		
	19 mm	95~100	95~100	100	100	100	95~100	100	100	100	100	100	95~100	95~100	95~100		
	13.2 mm	70~90	75~90	95~100	95~100	95~100	75~95	95~100	95~100	95~100	95~100	95~100	80~95	70~80	75~95	95~100	
	4.75 mm	35~55	45~65	55~70	65~80	35~55		52~72	60~80	75~90	45~65	23~45	55~75	55~65	45~65	55~70	
	2.36 mm	20~35		35~50	50~65	30~45		40~60	45~65	65~80	30~45	15~30	45~65	45~65		30~50 [40~45]	35~50 [40~45]
	600 μm	11~23		18~30	25~40	20~40		25~45	40~60	40~65	25~40	8~20	35~60	40~50	15~30	18~33	
	300 μm	5~16		10~21	12~27	15~30		16~33	20~45	20~45	20~40	4~15	20~45	18~42	8~21	10~23	
150 μm	4~12		6~16	8~20	5~15		8~21	10~25	15~30	10~25	4~10	10~25	10~20	5~15	6~16		
75 μm	2~7		4~8	4~10	4~10		6~11	8~13	8~15	8~12	2~7	8~15	9~13	4~7 [6.5~8]	5~8 [6.5~8]		
アスファルト量 (%)		4.5~6		5~7	6~8	4.5~6.5		6~8	6~8	7.5~9.5	5.5~7.5	3.5~5.5	6~7	5~6	4.5~6.5	5~7	

※アスファルト量は目安値である

※ [豪雪地帯]

1-1-2 マーシャル安定度基準値

加熱アスファルト混合物は、次表に示す基準値に合格するものでなければならない。

マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	密粒度アスファルト混合物		
	粗粒度アスファルト混合物 (20)	密粒度アスファルト混合物 (20)	(13)	粗粒度アスファルト混合物 (13)	密粒度ギヤップアスファルト混合物 (13)	密粒度アスファルト混合物 (20F)	(13F)	細粒度ギヤップアスファルト混合物 (13F)	細粒度アスファルト混合物 (13F)	密粒度ギヤップアスファルト混合物 (13F)	開粒度アスファルト混合物 (13)	細粒度ギヤップアスファルト混合物 (20F)	密粒度ギヤップアスファルト混合物 (20F)	(20T)
突固め回数(注)	C交通以上	75				50				75	50		75	50
	B交通以下	50								50			50	
空隙率 (%)	3~7	3~6		3~7	3~5		2~5	3~5	-	3~6	3~7	3~6		
飽和度 (%)	65~85	70~85		65~85	75~85		75~90	75~85	-	75~85	65~85	70~85		
安定度 {kgf (KN)}	500 (4.90) 以上	500(4.90) [750(7.35)] 以上		500 (4.90) 以上				350 (3.43) 以上	500 (4.90) 以上	350 (3.43) 以上	500 (4.90) 以上		500 (4.90) [750(7.35)] 以上	500 (4.90) 以上
フロー値 (1/100cm)	20~40								20~80	20~40				

[注] (1) 積雪寒冷地の場合は、C交通であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは50回とする。

(2) [] 内はC交通以上で、突固め数回を75回の場合とする。

(3) 水の影響を受けやすいと思われる混合物、またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度が75%以上であることが望ましい。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60^\circ\text{C})、48\text{時間水浸後の安定度 (kgf)} / \text{安定度 (kgf)} \times 100$$

1-1-3 動的安定度

普通道路の動的安定度の目標値は、次表に示すとおりとする。

舗装計画交通量 (台/日・方向)	3,000以上	250以上3,000未満
動的安定度(回/mm)	3,000以上	1,500以上

1-1-4 配合設計

1. 受注者は、示方配合を満足するように配合された合成粒度の骨材に対し、設計アスファルト量を次の方法に従って決定しなければならない。ただし、これまでの実績により加熱アスファルト混合物が基準値に合格することが明らかであり、監督職員が承諾した場合はマーシャル試験を省略することができる。

- (1) 示方アスファルト量を中心にして、上下に0.5%きざみにアスファルト量をかえた5種類の混合物についてマーシャル試験用供試体を作製する。
- (2) 供試体の密度、安定度及びフロー値を測定し、空隙率と飽和度を算出する。
- (3) アスファルト量と密度、安定度、空隙率、飽和度、フロー値を関係を求め、次表に示す基準値をそれぞれ満足するアスファルト量範囲の中央値を設計アスファルト量とする。

一般地域でわだち掘れが大きくなると予想される場所では、中央値から下限値の範囲内で減らすことができる。交通量の少ない場所や積雪地域のすりへり作用の多い場所では、中央値から上限値の範囲内で増やすことができる。

1-1-5 締固め度

路肩の舗装が車道と同一構造で、車道と同時施工する場合は、車道の締固め密度に準ずるものとする。

第2節 ブロック舗装工

1-2-1 インターロッキングブロック舗装

1. 受注者は、ブロックの目地が2~3mm程度、敷設が常に目地ラインを真直ぐになるようにしなければならない。なお、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。
2. 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

第3節 踏掛版工

1-3-1 施工

踏掛版及び鉄筋で補強したコンクリート版の締固めは、フィニッシャーによる機械舗設の場合でも、あらかじめ棒状バイブレーターにより締固めを行うものとする。

第4節 排水性舗装工

1-4-1 材料

1. 排水性舗装工に使用する骨材の最大粒径は13mm、排水性混合物の空隙率は17%程度、排水性混合物に用いるバインダーは、ポリマー改質アスファルトH型とする。
2. 排水性舗装工に使用する砕石の品質管理基準は、下記の通りとする。

砕石の品質

項目 \ 用途	表 層	
	配合案	備 考
表乾比重	2.45以上	
吸水率(%)	3.0以下	
すり減り減量(%)	15以下	

排水性混合物の粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒度範囲	
		最大粒径 (13)	備考
通過質量 百分率 (%)	26.5mm	-	
	19.0mm	100	
	13.2mm	90~100	
	4.75mm	11~35	
	2.36mm	10~25	
	75 μ m	3~7	
アスファルト量		4~6	

注：上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

1-4-2 排水性混合物の目標値

排水性舗装工に使用する排水性混合物の目標値は、下記の通りとする。

排水性混合物の目標値

項目	単位	目標値	
		配合案	備考
空隙率	%	17程度	
透水係数	cm/s	10 ⁻² 以上	
安定度	KN(kgf)	3.5(350)以上	
DS	回/mm	一般部4,000以上	
		交差点5,000以上	※

※本項における交差点部とは、停止線の外側概ね30m区間から交差点内側の車道部分を指すものとする。

第2章 鋼橋上部

第1節 橋梁現場塗装工

2-1-1 材料

1. 塗料の色合せは原則として製造工場において行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て現場調合を行うことができる。
2. 受注者は、塗料には、乾燥剤その他の添加物を加えてはならない。
ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

2-1-2 橋梁塗装塗替

塗装塗替は、別途塗装面積（㎡）計算書を作成し提出しなければならない。

第2節 床版工

2-2-1 床版工

床版コンクリートの打設順序、打設設備等は、施工計算書に記載しなければならない。

第3節 橋梁付属物工

2-3-1 伸縮装置工

受注者は、非排水装置に用いるシール材及びバックアップ材の種類は、監督職員の承諾を得るもの

とする。

2-3-2 架設用付属物

受注者は、橋体部材に架設用付属物を添加する場合は、監督職員の承諾を得て製作しなければならない。

2-3-3 落橋防止装置工

1. 受注者は、既設鉄筋の位置を確認後施工図を作成し監督職員に提出するものとする。

アンカー削孔位置等について設計図に変更が生じる場合は、監督職員と設計図書に関して協議するものとする。

2. 受注者は、アンカー孔削孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してから、アンカーを定着させなければならない。

3. 受注者は、アンカー定着後、所定のアンカー定着長が確保されているか確認のための試験を、「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)」(平成15年11月)に基づき超音波探傷試験に精通した第三者機関が全数実施し測定結果をその都度記録(プリント出力機能がある探傷器を使用した場合は、プリント出力)するものとし、その規格値は、 -20mm 又は $-1D$ (アンカー径)のいずれか小さい値とする。

なお、実施方法については、事前に監督職員と設計図書に関して協議するものとする

4. 受注者は、完成検査・既済部分検査及び中間検査において落橋防止装置の検査を受ける場合は、超音波探傷器によりアンカーボルトの定着長を測定出来る準備を行うものとする。

第3章 コンクリート橋上部

第1節 橋梁付属物工

3-1-1 伸縮装置工

受注者は、鋼製伸縮装置の製作においては床版施工時期を考慮して伸縮量及び遊間量を計算し、仮付けを行わなければならない。

3-1-2 PC定着工法

PC定着工法は、設計図のとおりとする。

ただし、設計図以外の方式を採用する場合は、あらかじめ設計計算書、図面等を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

第4章 トンネル

第1節 掘削

4-1-1 掘削（NATM）

NATMの掘削地山等級は、別表のとおりとする。

第2節 支保工

4-2-1 支保工間隔

支保工間隔は地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本数に変更がなければ所定の建込間隔とみなすものとする。

4-2-2 ロックボルト

先打ちボルト（フォアパイリング）の穿孔角度等詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。

第3節 覆工

4-3-1 防水工

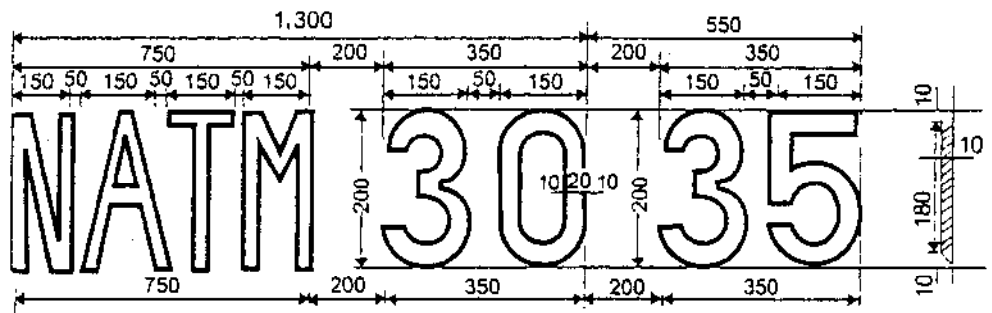
防水工の設置位置は、吹付けコンクリートと覆工の間の上下半の全周に設置するものとする。

第4節 その他の工事

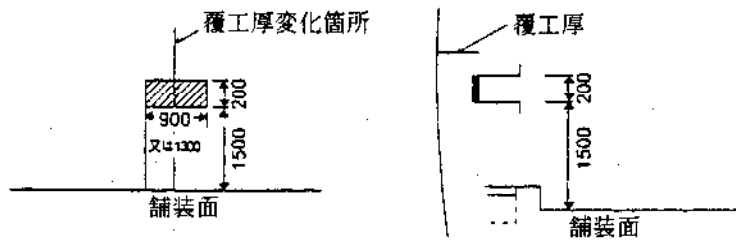
4-4-1 覆工厚の刻示

覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側とする。なお、設計図書または監督職員の指示により設置するものとする。刻示方法は次の図を標準とする。

NATM工法



(取付け位置)



第5章 道路維持

第1節 コンクリート舗装補修工

5-1-1 再注入

再注入を行う場合、注入孔は前回とは別途に削孔し行うものとする。また、注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

第2節 舗装工

5-2-1 舗装打換え工

1. アスファルト舗装版撤去は、カッターにて切断し、施工範囲外の舗装版等を損傷してはならない。
2. 隅角部、縁部の締固めは、特に入念に行わなければならない。
3. 車道打換え等によって生じる段差の摺付について、設計図書に示されていない場合には監督職員と協議しなければならない。

第3節 路肩及び法面

5-3-1 除草一般

1. 受注者は、除草中または跡片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。
2. 受注者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。
3. 受注者は、刈り取った草が路面に飛散する恐れのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面では速やかに片付けなければならない。

第4節 清掃作業

5-4-1 清掃作業

1. 路面清掃、ガードレール清掃、視線誘導標清掃、排水施設清掃の施工時期等については、監督職員の指示によるものとする。なお、路面清掃等の実施にあたっては、粉塵が舞い上がらないよう、散水後に清掃するものとする。
2. 路面清掃車には助手を乗務させ、安全の確保に努めなければならない。

※ 汚泥については、建設汚泥利用マニュアル（建設汚泥に関する制度と基準及び関連法令集）平成14年7月によるものとする。

第5節 植栽

5-5-1 植栽工

1. 植栽樹木等が工事完了引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。
2. 植栽等の形姿不良とは、枯枝が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、確実に前記同様の状態となることが想定されるものも含むものとする。
3. 枯死または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会のうえ行うものとし、植替え時期については、発注者と協議するものとする。
4. 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。

第6節 災害応急処置

5-6-1 災害応急処置

1. 施工計画書に災害発生時の対策を記載しなければならない。また、災害が発生した場合の処置については、監督職員の指示によらなければならない。
2. 応急復旧作業は、箇所毎に黒板等に着工前、完成後、作業日時、場所等を記載して、写真撮影を行わなければならない。
3. 土砂等の撤去は、路面及び構造物に損傷を与えないよう現場の状況に応じた施工しなければならない。